りそなＡＴＭ外貨預金振替サービス規定

１．りそなＡＴＭ外貨預金振替サービスの内容について

⑴「りそなＡＴＭ外貨預金振替サービス」（以下「ＡＴＭ外貨振替サービス」といいます）は、当社の自動サービス機（以下「ＡＴＭ」といいます）で、円貨普通預金口座のキャッシュカードと外貨普通預金通帳を使用して行うことができる以下のサービスです。

①当社のＡＴＭにより、あらかじめ指定された円貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨（以下、「外貨」といいます）に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座へ振替するサービス（以下、「外貨振替」といいます）。

②当社のＡＴＭにより、あらかじめ指定された外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、あらかじめ指定された円貨普通預金口座へ振替するサービス（以下、「円貨振替」といいます）。

⑵ＡＴＭ外貨振替サービスの利用者は、本規定とは別に定める「電話による取引規定」により、ＡＴＭの他、当社が指定した電話番号に電話をかけることで電話により、「外貨振替」「円貨振替」の取引を利用することができます（以下「電話による取引」といいます）。

⑶ＡＴＭ外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人（満 20 才以上の方）とします。

⑷ＡＴＭ外貨振替サービスの対象となる外貨普通預金口座は当社所定の通貨の口座とし、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定します。

２．お取扱いのできるカード

⑴ＡＴＭ外貨振替サービスを利用できるカードはあらかじめ指定された円貨普通預金口座のキャッシュカードとします。

⑵代理人カードではお取扱いできません。

３．使用する暗証

ＡＴＭ外貨振替サービスに使用する暗証は、あらかじめ指定された円貨普通預金口座のキャッシュカード（以下「カード」といいます）の暗証と同一の番号を使用します。

４．ＡＴＭ外貨振替サービスの届出

ＡＴＭ外貨振替サービス利用にあたっては、あらかじめ、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座とを当社所定の手続によって取引店に届出てください（ＡＴＭ外貨振替サービスの利用は当社において、この届出を受けた後、ＡＴＭ外貨振替サービス利用のための登録が完了した後に可能となります）。

５．サービスの取扱い

⑴外貨振替

①ＡＴＭ外貨振替サービスにより外貨振替をするときは、ＡＴＭの画面に表示される操作手順に従って、ＡＴＭに外貨普通預金通帳およびカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円貨普通預金口座の通帳、払戻請求書および外貨普通預金口座への振替にかかる帳票の提出は必要ありません。円貨普通預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

②前記①の操作においては、ＡＴＭの画面に表示された外貨振替の内容等をご確認のうえ確認操作をしてください。確認操作をされた後は画面表示の内容で振替処理をいたします。なお、外貨振替の訂正・取消はできません。

③ＡＴＭによる外貨振替は、当社所定の金額の範囲内、当社所定の通貨の取引単位によるものとします。

④ＡＴＭによる外貨振替の換算は、画面表示の外国為替相場で行い、外貨指定の場合は引落円貨額の円未満を切捨し、円貨指定の場合は振替外資額の外貨補助通貨単位未満を切上します。

⑤円貨普通預金口座に貸越契約がある場合であっても、ＡＴＭでは当座貸越による外貨振替はできません。

⑵円貨振替

①ＡＴＭ外貨振替サービスにより円貨振替をするときは、ＡＴＭの画面に表示される操作手順に従って、ＡＴＭに外貨普通預金通帳およびカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円貨普通預金口座の通帳、円貨普通預金口座への振替にかかる帳票、および外貨普通預金口座の払戻請求書の提出は必要ありません。円貨普通預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

②前記の①の操作においては、ＡＴＭの画面に表示された円貨振替の内容等をご確認のうえ確認操作をしてください。確認操作をされた後は、画面表示の内容で振替処理をいたします。なお円貨振替の訂正・取消はできません。

③ＡＴＭによる円貨振替は、当社所定の金額の範囲内、当社所定の通貨の取引単位によるものとします。

④ＡＴＭによる円貨振替の換算は、画面表示の外国為替相場で行い、外貨指定の場合は振替円貨額の円未満を切捨し、円貨指定の場合は引落外貨額の外貨補助通貨単位未満を切捨します。但し、切捨後の外貨額が 1 補助通貨に達しない場合、取引は成立しません。

６．ＡＴＭ故障時等の取扱い

⑴停電・故障等によりＡＴＭが停止しその取扱いができない場合には、ＡＴＭ外貨振替サービスは利用できません。

⑵外国為替相場の変動により、当社がＡＴＭでの外国為替相場の表示を停止した場合は、ＡＴＭ外貨振替サービスは利用できません。

⑶前記⑴⑵により生じた損失については、当社は責任を負いません。

７．届出事項の変更

円貨普通預金口座、外貨普通預金口座等の届出事項に変更があるときは、当社所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

８．本人確認等

外貨普通預金通帳およびカードが当社ＡＴＭに挿入され、操作の際に使用された暗証と届出の暗証が一致した場合には、ご本人によるお申出があったものとしてお取扱いをいたします。なおこの場合、カードまたは外貨普通預金通帳または暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については当社は責任を負いません。ただし、この取扱いが偽造カード、偽造外貨普通預金通帳によるものであり、カード、外貨普通預金通帳、および暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任については、この限りではありません。

９．ＡＴＭの操作等

ＡＴＭの使用に際し、金額の誤入力や、誤って外貨振替と円貨振替を逆に行った場合、等により発生した損害については、当社は責任を負いません。

10. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。また、当社が解約する場合その他正当な理由がある場合にはこの取扱いを停止することができます。ＡＴＭ外貨振替サービスの解約にあたっては当社所定の書面によって、取引店に届出てください。なお、ＡＴＭ外貨振替サービスの対象となる円貨普通預金口座または外貨普通預金口座が解約された場合には、同時に、ＡＴＭ外貨振替サービスも解約となります。

11. 利用日・利用時間・利用外貨預金種別

ＡＴＭ外貨振替サービスの利用日・利用時間・利用外貨預金種別については、当社の定めによります。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、外貨普通預金規定、キャッシュカード規定、電話による取引規定により従います。

13. 規定の変更

⑴この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

⑵前項の変更は、公表の際に定める１カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）